

第4回 国民生活センター分科会 議事録

内閣府国民生活局消費者調整課

1. 日 時：平成 17 年 2 月 28 日（月）16:00 ～18:02
2. 場 所：内閣府庁舎 5 階特別会議室
3. 出席委員：山本分科会長、雨宮分科会長代理、伊集院委員、大河内委員、大森委員
4. 議事次第
 - (1) 評価基準について
 - (2) 項目別評価表、総合評価表について
 - (3) 中期計画の変更について
 - (4) その他

5. 議 事

○山本分科会長 定刻を 15 分ほど超過しておりますので、第 4 回「内閣府独立行政法人評価委員会国民生活センター分科会」を開催いたします。

本日の分科会は、内閣府独立行政法人評価委員会令第 6 条の定足数の要件を満たしており、有効に成立しております。

まず、委員の再任につきまして、事務局から御報告をいただきます。よろしく申し上げます。

○勝見消費者調整課長 大森委員におかれましては、今月の 14 日で任期満了となっておりますけれども、引き続き 15 日付けで委員に御就任いただくことになりまして、当国民生活センター分科会の委員も引き続きお引き受けいただけるということになりましたので、御報告させていただきます。

大森委員、今後ともよろしくお願いたします。

○山本分科会長 それでは、早速議事に入らせていただきます。

最初の議題であります平成 16 年度の評価基準案でございますが、評価基準につきましては、一応昨年度のままとし、改正の必要はないと事務局とも御相談の上、提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

資料 1 が具体的な評価基準をとりまとめたものでございます。何か御質問等ございましたら、よろしくお願いたします。

特に御異義ございませんでしょうか。ございませんようでしたら異議なしということで取り扱わせていただきます。

従いまして、評価基準自体はそのままということにいたしまして、次に本日重点的に御審議い

ただくことになると思われます項目別評価表案につきまして、お手元の資料に基づきまして、課長の方から御説明をお願いします。

○勝見消費者調整課長 それでは、お手元の資料2のA4の紙と、資料3のA3横置き資料でございます。その2つをごらんいただけますでしょうか。

まず資料2は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から内閣府の独立行政法人評価委員会あての意見でございます。

これは、平成15年度における内閣府所管の独立行政法人の業務実績について総務省の委員会からの意見ということで、当国民生活センター分科会に関する部分は2枚めくっていただきまして、ページが打ってなくて恐縮なんですけど、右肩に別紙と打ってある紙でございます。

国民生活センターに関しましては、2つほど意見をちょうだいしております。

まず「消費者トラブルメール箱」の収集件数、これが目標を大幅に超えているので、今後の実績の経年変化などを見た上で現在の目標が評価尺度としてよいかどうか検討されたいという趣旨の意見でございます。

もう1つは、国民生活センターの『くらしの豆知識』『国民生活』等の出版物、あるいはテレビ番組、それから研修について、購読者あるいは研修の受講者を対象としたアンケートを行って、その満足度で評価していたわけですが、内閣府独立行政法人評価委員会においては、アンケートの母集団、標本数等の客観性の評価に際して、「サンプルの取り方やアンケートの回収率に差異が見られることについて、留意する必要がある。」との指摘が行われております。このような取組みが引き続き推進されるべきとの意見が出されております。

この2つについては、後ほど項目別評価表の中に出てまいりますので、そのところで併せて説明させていただきたいと思っております。

もう一枚めくっていただきまして、これは国民生活センターだけではなく、所管法人についても共通事項として指摘されていることが3点ございますが、1つ目は国民生活センターには直接関係ありません。関係がありますのは、2つ目と3つ目です。

2つ目が一番下のパラグラフですが、財務内容の改善に関する評価において、予算、収支計画、資金計画と実績を対比して評価してほしいというコメントが出ております。

3つ目は、役員及び職員の報酬についてのコメントでして、国家公務員の給与水準等と比べて高い法人も見られるので、その法人の給与水準が業務に見合うものかどうか評価されたいと、意見が出されております。こういった点も踏まえて、項目別の評価表の事務局案を作成いたしましたので、これから御審議いただきたいと思っております。

それでは、A3横置き資料3をごらんいただきたいと思っております。

まず、評価表の体裁ですが、一番左側の列に中期計画の各項目を掲げてございます。そして、1つ右側の列に評価項目として平成16年度計画を掲げております。この部分は、15年度の計画の各項目と一部違っている点がございます。

その右側は指標、それからそのすぐ右側が評価基準、これは左から2列目の16年度計画の各項目に対する評価の指標と、その評価基準を定めたものでございます。

それから、A、B、C、Dとあります評価基準の右側ですけれども、実績の欄、ここは本日お決めいただく項目別の評価表に従って、国民生活センターが業務実績を記入するものですが、昨年度はこの部分がブランクのままです。昨年、実際に評価する際に、ここに書かれていた内容では、評価しにくいという御意見が~~も~~ありましたので、左側の指標及び評価基準に即して、あらかじめどういったことを記入すべきものであるか、記載事項の方向性を掲げさせていただきます。

以下、順に御説明いたします。主として左から2列目の評価項目の番号等で説明させていただきます。

「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」ということで、ここは前年度と大きく変わっておりません。一般管理費については、中期目標の最終年度に向けて13%削減する。これについて達成状況を記入してもらった上で、また分科会の委員の協議により判定していただきたいと思っております。

業務経費の効率的な執行状況についても、毎年度1%経費の効率化ということをお願いしておりますが、国民生活センターが達成状況を記入の上、分科会で評価いただきたいと思っております。

点線で区切られている下の部分ですけれども「組織再編を実施し、新たな体制の下で業務の効率化を図るための具体的方策を検討する」といった年度計画になっておりますので、国民生活センターが具体的方策の検討状況及びその内容について記入し、分科会で定性的な判定をお願いしたいと思っております。

2番目に移りまして、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」。

「(1) 消費生活情報の収集」。国民生活センターと各地の消費生活センターをオンラインで結ぶシステムがございますけれども、この「①PIONEERの運営」につきまして、国民生活センターが最新の技術情報等の収集状況について記入してもらおうと。

それから、下の2つ目の箱でございますが、苦情相談件数が、現在、大幅に増加しておりますけれども、その対応方法についての検討状況を記入し、分科会で定性的に評価していただきたいと思っております。

3つ目、相談カード入力項目に関する改善の検討を行うとなっておりますけれども、国民生活センターがその改善の検討状況を記入し、分科会で定性的に評価していただきたいと思っております。

4つ目、パソコンを用いて相談カードの直接作成を行うシステムの導入。このシステムの検討状況を国民生活センターが記入し、分科会で定性的に評価していただきたいと思っております。

5つ目、電子版キーワードマニュアルを作成するというようになっておりますけれども、この作成について、これは実施、未実施だけですけれども、地方への配付状況を国民生活センターが記入し、分科会で評価していただきたいと思っております。

それから、消費生活相談データベース、1週間に1回以上データ更新をするということになっておりますが、これは実施、未実施だけではなくて、データ更新の実施状況について、国民生活センターが記入し、分科会で判断していただきたいと思っております。

おおむね昨年度までと大きな変化はありませんけれども、下の2つのマニュアルの作成と、データ更新の実施状況、これを単に実施したか、しないかだけではなくて、その状況も評価の指標として付け加えてございます。

2ページ目でございますが、先ほどちょっと申し上げました総務省の委員会から意見が出ていた項目でございます。

「②消費者トラブルメール箱」。電話による苦情相談の受付ではなくて、消費者からメールによって苦情相談の動向を探るというために受け付けているものですが、年度で3,500件を上回る情報を収集、こうした目標を掲げておりましたけれども、昨年度の状況を見ますと、昨年度は半年だけでしたけれども、年度換算すれば、かなり目標を上回るメールが集まっているということで、この目標件数をもう少し上げたらどうかというコメントがありました。しかし、現在、架空請求が非常に多くなっている時期でもありまして、もう少し経年的な変化を見てみたい。

それから、そもそもこういったトラブルの苦情の数が多いことがいいかどうかについても、必ずしも判断できないということがありまして、ここはもう少し経年変化を見て、よりよい指標を検討していこうということで、16年度は当面目標数は同じ件数に置かせていただきました。

そして、評価基準としましては3,500件以上収集できていればA評価、1,500件未満であればD評価と4段階の定量的評価としております。

もう1つ同じトラブルメール箱に寄せられた情報につきまして、国民生活センターの年度計画では、年度内に4回その結果や概要の公表を掲げております。これも4回公表したか、しないかの定量的評価をしていただきたいと思います。

トラブルメール箱に寄せられた情報に関する指標については、定量的な評価だけではなくて、公表内容の充実状況、これはどういった内容を公表したか国民生活センターが記入し、分科会では定性的に御判断いただくということでございます。この公表内容の充実状況を定性的に判断していただくという評価の指標を昨年度に比べて新たに付け加えさせていただきました。

次にPIONEETを通じて収集しました消費者からの苦情相談情報を分析して、国民生活センターで被害防止のためにいろいろ情報提供をしておりますけれども、それに関する項目で国民生活センターが分析した結果を、主な苦情相談について20テーマ、いろいろ問題のあるケース、それから所管官庁あるいは業界団体等に是正していただきたい点等を分析し、発表する。

また、マスコミを通じて公表して、一般消費者にも注意喚起すると、そういったテーマを20件以上行うということでございます。評価基準としましては、情報提供を20テーマ以上できたかどうか、10テーマ未満に終わってしまったか、4段階の定量的評価としております。これは、基本的に昨年度と同じでございます。

情報提供に関する事項につきましては、定量的な評価だけではなくて、評価指標として、事業者団体等への要望事項の内容、それから情報提供の内容についても記入し、定性的な評価をしていただく部分でございます。

以上、この部分については前年度と変わっておりません。

それから「(2)国民への情報提供」の②として、出版物、テレビ、ホームページ等による情

報提供」ですが、ホームページのアクセス状況、それからホームページの充実内容。

定量的な指標として実績の部分にアクセス件数等は記入してもらいますけれども、単にアクセス件数だけではなくて、ホームページの内容の充実状況も国民生活センターが記入した上で、全体として定性的に評価していただくというふうにしております。

そのページの一番下の段でございますが、携帯電話による情報提供の充実を図ると。これが16年度の年度計画に新たに加わったものでございますが、携帯電話による情報提供の充実状況について、国民生活センターが記入し、これも定性的な判断をお願いしているということでございます。

3ページ目でございますが、ここに「イ. テレビ番組」「ウ. 定期出版物等」とありますけれども、ここが前年度と比べて1つ変えたところでございます。

先ほどの総務省の委員会からのコメントにもあったんですけども、テレビ番組の評価に際して、アンケート調査で5段階評価の4以上の満足度が取れたかどうかで、定量的な判定基準にしておりましたけれども、その判定の仕方は同様でございますが、そのアンケート調査の母集団、標本数、標本抽出方法、調査方法及び回収率、こうしたものを国民生活センターに記入してもらって、それと満足度と併せて評価していただくというようにしております。

それから、アンケート調査結果を受けて国民生活センターの企画・構成面にどう反映したかということについては文章で記入し、それに対する定性的な評価をお願いしたいということでございます。

定期出版物『くらしの豆知識』『国民生活』『たしかな目』と主な出版物3種類でございますけれども、いずれもアンケート調査で5段階評価の4以上はA、3以上4未満がB、2以上3未満がC、平均2未満ですとD、この評価の仕方は前回と同じですが、テレビ番組同様母集団等も併せて記入して、それを含めて評価していただくということでございます。

各出版物は同様でございますので、省略させていただきます、次の4ページに移らせていただきます。

「(3) 苦情相談」の「①苦情相談」。16年度の計画では、消費生活専門相談員、弁護士、専門技術者等を配置して、専門的相談の充実を図り、消費者被害の複雑多様化、国民生活に関連する新たな法律の制定等に適切に対応しつつ、懇切、迅速かつ公正に、あっせん等による苦情相談処理を行うと掲げてございます。

これに対する指標及び評価基準が、弁護士等専門家の配置状況。こういった弁護士等の専門家を配置しているか、いないかということです。それと、そうした専門家と連携を図り、迅速かつ公正なあっせん処理状況にあるかどうかということで、配置状況については実施しているか、いないかの2段階で、処理状況については文章で記入していただいて全体として評価をいただくということにしたいと。ここは前年度と変わっておりません。

「②個人情報の取扱いに関する苦情相談」。この個人情報の取扱いに関する部分が若干15年度とは進捗度合いが変わっておりますので、評価項目もそれに応じた書き方になっております。

本年の4月から個人情報保護法は全面施行されますけれども、それに備えて個人情報に関する

苦情相談のデータベースを構築することになっております。これは16年度予算で予算が付いておりますので、それに沿ってデータベースの構築をすることにしておりまして、これは実施したか、しないかの2段階で評価していただきたいと思っております。

その1つ下の箱でございますが、個人情報に関する相談専用電話を設置して、苦情相談機能の充実強化を図るということになっております。これは、実際にどのように充実強化を図ったかを国民生活センターが記入し、定性的に評価していただきたいと思っております。

それから、地方の消費生活センターでの個人情報の相談に適切に対処していただくために、16年度に相談処理マニュアルを作成することになっております。これはマニュアルを作ったか、作らないか。それだけではなくて、苦情相談処理マニュアルの内容についても、国民生活センターが記入し、全体として評価をしていただきたいと思っております。

「③地方センターの苦情相談処理への支援」ということで、経由相談の実施や消費生活相談緊急情報、製品事故情報の発行などにより、地方センターの苦情相談処理を支援することを通じて、その中核的機関としての役割を適切に果たす。

これが16年度の計画でございますが、評価の指標として、まず、経由相談の処理状況です。これは経由相談の件数を記入していただくとともに、その具体的な処理内容も文章で書いていただく。

それから、消費生活相談緊急情報、製品事故情報、これは各地方の消費生活センター等に参考資料として国民生活センターが送っているものですが、これを発行したか、しなかったか、これは事実関係を書いていただく。

それから、消費者基本法でも規定されましたけれども、全国の消費生活センターの中核機関としての国民生活センターの業務の運営状況について、国民生活センターが記入し、定性的な判断をしていただきたいと思っております。

基本的には、前年度とやり方は変わっておりません。

1ページめくっていただきまして、5ページでございますが、先ほどの続きで、国民生活センターから各地方センターにいろいろ情報提供しておりますが、そういった情報の活用状況について、国民生活センターが記入し、定性的な判断をお願いしたいと。

それから、中期目標でも国民生活センターにおける経由相談の比率を、この中期計画終了時には50%まで高めるということになっておりますけれども、16年度、計画の2年度目ということもありまして、ここの経由相談の比率状況は、とりあえず前年度と同じ40%以上であればA評価、未満であればD評価というふうにさせていただきました。ここは実際の経由相談の比率の状況を国民生活センターが記入し、分科会で評価していただきたいと思っております。

「④消費者苦情処理専門委員会」。都道府県の苦情処理委員会や、地方センター等の苦情処理の推進に参考にしていただくために、小委員会を活用するなどして柔軟な運用に努め、年度内に4件以上の情報提供を行うと。

それで、地方センターへの情報の提供状況、4、3、2、1とA、B、C、Dで4件以上できればA評価、1件であればD評価という定量的な評価にさせていただきました。

そうした件数だけではなくて、情報が地方センターでどのように活用されているかについても国民生活センターが記入し、定性的な情報と、先ほどの実施状況及び活用状況と併せて評価していただきたいと思います。ここも基本的には前年度と変わっておりません。

「⑤苦情処理・紛争解決に関する総合的窓口機能の整備」ですけれども、国民生活センターの年度計画では、政府内におけるADR機関の連携等に関する検討の動向等を踏まえて、消費者トラブルに係る総合的窓口としての機能整備について検討を行うことを掲げております。評価指標として、検討状況を国民生活センターが記入し、定性的に評価していただきたいと思います。

一番下「(4) 関係機関への情報提供」ですけれども、P I O-N E T通信、これは国民生活センターから地方のセンターへ情報提供を行う通信ですが、これを毎月1回発行したかどうかということと、次のページにわたりますけれども、P I O-N E T通信の記載内容について、国民生活センターが記入して、定性的にも評価していただきたいと考えております。

6ページの上の箱に、今のP I O-N E T通信への記載内容の下の項目ですけれども、地方センターへ提供する情報の内容、あるいは迅速に情報提供するための手段、それから情報の漏洩防止策について検討することになっておりまして、この検討状況を記入していただいて、定性的な判断をお願いしたいと思っております。

「②行政機関等との情報交流」ですけれども、行政機関からP I O-N E T情報に関する情報提供依頼はたくさん来ております。これに対して積極的に対応しているかということで、依頼件数及び対応状況を国民生活センターが記入し、定性的な判断をお願いしたいと思います。

それから、行政機関とは別途、法令に基づく裁判所、警察あるいは弁護士会等からの照会につきましての対応状況です。これも照会件数及び対応状況を国民生活センターが記入し、全体として判断していただきたいと思います。

「③消費者団体、事業者団体、N P O等との情報交換」。ここの部分の評価基準につきましては、前年度までとかなり変えております。

前年度までは、例えば消費者フォーラムを開催して、参加者から、いわゆるアンケート調査方式の5段階評価で4以上の満足度、これを主たる評価の尺度としていたのですが、この満足度の記入は前年度と同様記入していただきますけれども、それだけではなくて、フォーラム等への参加割合、当初国民生活センターで想定していた参加者数と実際の参加者数を比べて90%以上であればA評価と、50%未満であればD評価ということで、ここは定量的に4段階の評価基準を設けてみました。

これは、他の独立行政法人等でもこういった方法を取っているところがありましたので、それを参考にさせていただきました。

それから、フォーラムの内容について国民生活センターが記入して、先ほどの満足度とか参加割合と併せて全体として評価していただきたいと思っております。

アンケートの満足度のほかに、参加者の意見を聞く欄もありますので、そうした参加者の意見についても、国民生活センターが記入し、定性的に評価していただくと。ここは前年度と比べて、かなり評価の判定基準を増やしたところでございます。

4つ以上の事業者団体等と定期的な意見交換をする。これも何回やったかという定量的な基準に加えて、事業者団体との意見交換で主な内容を国民生活センターが記入し、併せて評価していただく。

一番下の欄でございますが、消費者団体やNPOが活動や交流のために利用できる場所となる「くらしの情報交流プラザ（仮称）」を16年度前半に開設すると。これは既に昨年開設されておりますので、これは開設したか、しないか。実は15年度は準備状況を聞いておりましたけれども、これは実際に行われておりますので、実施状況及び活用状況について国民生活センターが記入し、全体として御判断いただきたいと思っております。

7ページに移らせていただきますが、国民生活センターで地方公共団体の職員対象、あるいは相談員対象等各種の研修を行っておりますけれども、この研修に対する評価、昨年はやはりアンケートに基づく参加者の満足度、これを主たる評価尺度としてA、B、C、Dで判定していただいておりますけれども、先ほどのフォーラム等と同様に、昨年度同様アンケートによる満足度も記入していただきますが、当初予定していた参加者数に比べて、実際の参加者数も判定基準に加えると。

それから、①の地方公共団体の職員の研修は4コースですので、これは4コースすべてやったかどうかということで、これは前年度と同じでございます。

2つ目のところが新たに加えたところで、研修への参加割合を新たに評価基準として加えさせていただきます。

それから、研修の内容についても書いていただいて、上の2つの定量的な評価基準に加えて、定性的にも判断していただきたいと思っております。

以下、地方公共団体の消費者生活団員を対象とする研修、生活大学移動セミナー11コース、それから消費者対応部門の食品等を対象とする研修3コース。

1ページめくっていただきまして、8ページ目の消費者活動リーダーを対象とした研修を1コース。地元の相模原市と共催で公開講座を1コース実施。それから学生及び小、中、高校の先生を対象とした研修、幾つかございますけれども、評価基準としては、最初に説明しました地方公共団体の職員を対象とする研修と同じでございますので、細かい説明は割愛させていただきます。

ページをめくっていただきまして、9ページに移らせていただきます。

9ページの一番上の欄の公開講座の内容、参加者の意見及び満足度。これは学生及び学校の先生を対象とした研修についての続きでございますけれども、定性的な評価を加えるということで前と同様でございます。

2つ目の研修コースごとに受講者に対するアンケート調査を実施して、その結果を研修内容等の充実に活用するとともに、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。満足度について評価基準にするということは同じなんですけれども、今回新たに実施した研修等の派遣元の意見、実際に研修に出したことについて、それが戻ってどう活用されているか、そういったことについて、派遣元の意見を記入してもらうということを新たな評価基準として1つ付け加えました。

研修は以上でございまして、その下の「②消費生活専門相談員資格の審査及び認定」。全国18か所で消費生活専門相談員資格を付与するための試験を年に1回行っておりますけれども、その実施箇所がA、B、C、Dの4つの基準に分けております。実施状況を記入してもらいます。

「(6)商品テスト」に移らせていただきますが、この評価基準は基本的に前年度と同じでございます。前年度は半年でしたので、例えば原因究明テストの実施件数が前年の場合は23となっていましたのが、それを45ということで前年度の件数の倍ということで指標にしております。

ここは45件以上ということで、45件以上でA評価、25未満ですとD評価ということで、こうした定量的な実施状況を踏まえて、それだけではなくてテスト実施の内容も国民生活センターが記入し、併せて定性的な評価していただくということです。

「②問題提起型テスト」についても基本的には同様でございます。

10ページ目、続きでございますが、評価項目のところの2つ目の箱で、テスト結果を報道機関、ホームページ、テレビ番組、あるいは出版物などを通じて迅速に情報提供することが計画になっておりますけれども、それぞれ各媒体を通じて迅速に情報提供できたかどうか指標となります。

実は昨年度は実施したか、しなかったか、この2つの単純な評価基準だったんですけども、本年度は実施の状況を具体的に書いていただいて、それに対する評価をいただくというふうに変えさせていただきました。

1つ下のテストの課題設定及び成果について、商品テスト分析評価委員会、これは内部の委員会ですけども、評価委員会の評価を受け、その結果を業務に反映させる。これも昨年度は実施したか、しなかったかという評価にしてあったんですけども、そうではなくて、今回、業務への反映状況を具体的に、勿論開催回数、参加者等の定量的な指標も記入していただいた上で、業務への反映状況を具体的に書いていただいて、全体として判断していただくというふうに、少しこの部分を改めさせていただきました。

「(7)調査研究」のところですけども、指標として消費生活に重大な影響を及ぼす問題についての調査研究状況を国民生活センターが具体的に記入し、定性的な評価をしていただきたいと思います。

外部有識者からの意見聴取の在り方及び評価結果の業務への反映状況。先ほどの商品テストの分析評価委員会の評価同様、ここも開催回数等の定量的な状況だけではなくて、評価結果の業務への反映状況を国民生活センターが具体的に記入し、併せて評価していただくというふうにあります。

以上が実際の業務に即した実績項目ですが、以下3.の予算等を簡単に読ませさせていただきます。

予算については、予算収支計画、資金計画に対する実績額、先ほど総務省の委員会からも予算と資金計画に対して、実績が併せて示されていなければ、なかなか評価しにくいというコメントがございましたので、予算収支計画、資金計画に対する実績額を記入し、評価していただく。

そのほか、実績額について特記事項があれば、それも記入し、評価していただくということに

してあります。

「4. 短期借入金の限度額」。これは短期借入金が発生したかどうかを記入し、評価していただく。

「5. 重要な財産の処分等に関する計画」。これはあったか、なかったかを記入し、評価していただきます。

最後の11ページでございますけれども「6. 剰余金の使途」。これも剰余金の発生状況及び、もし発生した場合の使い道、その辺を記入し、評価していただく。

最後に7. の「(2) 人事に関する計画」。業務運営の効率化の状況について、国民生活センターが記入し、実績として期末の常勤職員数の状況等記入していただくということで、この辺はすべて文章で実態を記入し、分科会において定性的な評価していただくということで、前年度と基本的に変わっておりません。

以上で項目別の評価表、主として前年度と評価基準を変えたところを中心に説明させていただきました。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を受けまして、御質問、御意見がありましたらちょうだいしたいと思います。かなり膨大ですけども、あまり議事が混乱するようですと一定の整理をさせていただきますが、とりあえずはどこからでもということで御意見、御質問をちょうだいしたいと思います。

私どもの審議の主な対象といたしましては、指標欄、評価基準欄、実績欄の中で国民生活センターの方にどのような形で記入していただくかという方向性を今年度から示すということでございますので、その辺りを主として御議論いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○大森委員 全体に関わることでですけども、多分、また自己評価がされてきて分科会の評価をするときに、当然実施するというを前提にして評価基準実施、未実施と付けて、自己評価では実施したからA評価を付けてこられるでしょう。ほとんど意味ないですね。それが4ページにいっぱいあるんです。

先ほどの御説明は、例えば4ページの一番上から行くと、専門家の配置状況をA評価かD評価でまず付けていただいて、これは実施ならA評価が付くんでしょう。でも実際には配置状況を記入してもらって、全体として定性的な評価をお願いしたいと言われているでしょう。ということは、もう実施が前提になって配置状況について評価するんじゃないんですか。だから実施、未実施というのはあり得ない。実施することが前提になっている。

もし、その上で未実施だといったら、よほどの理由がない限りだめなんでしょう。同じようなことが、発行もそうなんです、発行することが前提になっていて発行状況を記入してもらいたい。そうすると、自己評価がA評価で付いてきたときに、私どもは配置状況を見ながら分科会の評価をするということになるんでしょう。ということは定量的な意味はないんです。

だから、これは全体に関わることなので、先ほど変えられたところで、10ページのところは、

例えばいろいろテスト結果を報道機関に提供するなんてことは実施することを前提にしているんです。去年は実施、未実施と書いてあったから意味なくて直しているでしょう。だから今年はどういう実施状況なのかということ、つまり実施を前提にして実施状況を判断してもらいたい。これの方が素直なんです。さっきのところもみんなそうなんではないかと思うんです。

○山本分科会長 これは確かに全体に関わることで、ほかの委員の皆様からも御意見をちょうだいしたいと思うんですが、非常に甘くなる可能性と、未実施だとD評価になる。

○大森委員 当然ながら未実施だと責任を問われる話です。

○山本分科会長 オールオアナッシングの評価基準になっている項目が散見されるわけですが、その辺りについてどうなのか。

例えば、ただいまの御指摘ですと、10 ページの上から2つ目と3つ目の箱のところのように、迅速に情報提供する。それから評価を受け、その結果を業務に反映させるということで、多少ここは情報提供するかどうかではなくて、その迅速性がどうかという評価が入るので、そこは定性的ということで、オールオアナッシングではない評価基準になっている。

下の方も業務に反映させる、しないということよりも、やはり定性的な判断がなじむであろう。とりあえずはそんな考え方でつくられていると思うんですが、ほかの項目についても実施するというふうに評価項目になっている部分につきましても、その実施の中身についてももう少しきめ細かく立ち入って評価できるような基準にすべきなのかどうかといった問題提起をいただいたと思うんですが、いかがでしょうか。

○大森委員 事務方は、実施、未実施というA評価、D評価というのは定量的評価ですか、定性的評価ですか。

○勝見消費者調整課長 どちらかといえば定量的、ここは実施、未実施と二者択一の部分もありますけれども、ものによっては4段階に分けられる部分もありますので、一応どちらかと言えば定量的な評価とっておりますけれども、それに合わせてその内容を書いてもらって、それを含めて評価していただくという形のところがほとんどかと思うんですけれども。

○大森委員 これはほとんど実施とか発行を前提にして、その中を定量的に聞くようなやり方を取らない限り、このままだと評価そのものにならないんじゃないかと。我々も非常に悩ましい。実施しているので自己評価はA評価ですと、なるほど実施しているからA評価かもしれないんだけど、よく事情を勘案したら、そうじゃないんじゃないですかということがごちゃ混ぜになるでしょう。

定量的なところでいったら、定量的なんだから、それで一応クリアーしていたらA評価を付けなければいけないんです。それがこのままで行くと、私どもの方の評価があいまいになるんです。違うものが入り組んだ評価をしないといけない。非常に煩わしいというか、紛わしい。つまり、我々の方から見るとやりにくい。定量的な評価は定量的な評価できちんと済んでしまうようなやり方の記述でないと困る。これは要するに最終的に定性的な評価をやってくれという項目だから、その方がいいんじゃないかと。実施を前提にして配置状況を記入してくださいとすれば、締まるんじゃないかと思えます。

○山本分科会長 ほかの委員はいかがですか。大森委員の御意見としては、今言ったような項目は、すべて定性的なものに改めるべきではないかということでしょうか。

○大森委員 もし、何か定量的なもので表わせるんだったら工夫してもらいたい。もし、これを全部変えると定量的な項目が少な過ぎるような話になるでしょう。あたかも実施、未実施とか、開設、未開設にしていると定量評価をやっているように見えるだけで、定量評価をごまかしているんです。よく見ると、これでは定量評価ではない。だから、もし定量評価をするんだったら、ちゃんと4段階できれいに分かれて、ちゃんと付いたらその評価を与えられなければいけない。

実施機関の方が、つまり国民生活センターの方が一生懸命やって定量評価で頑張ったところに関わらず、我々がいろいろ全体評価をしたらB評価になったというのは、いかにも国センの方の意欲をそぐでしょう。そういう観点から見ても余りいいやり方ではないんじゃないかと思うんです。

○山本分科会長 はいかがですか、雨宮委員どうぞ。

○雨宮分科会長代理 確かに私もそのとおриだと思んですが、それにプラスして、例えば8ページですが、研修を1コース実施するとして、1コース実施したらA評価で、未実施だったらD評価ですね。その下に参加の割合とか、具体的な内容といいますか、その評価をするとそれがいいかどうか、私も参加数がどのぐらいからA評価なのかというのがわかりませんけれども。

それから、研修の次に内容がありまして、これは一応定性的な評価なんですか、それでやりますね。あとは意見とか満足度とかというのが入っていますので、そうすると1番目の実施かかというのを入れなければいいんですね。必ず実施をすることが前提であれば、確かにそうですね。

○大森委員 そうしないと下は成り立たないんです。普通に考えて論理的におかしい。

○山本分科会長 ただ、下のは1コース実施だと論理的に成り立たないんです。論理だけの話で言えば、2コース実施だと中間が入るので論理的に項目としては成り立つということですね。ですから、1コース実施、未実施というのは場合によっては取ってもいいということなのかもしれません。ただ、その場合、実施しなかった場合は、そのほかの定性的基準のところでも全部評価のしようがないということで、すべてD評価になるということですかね。

それから、そのほかの例えば1ページの下の方の2つのブロックですけれども、この辺の扱いが、これを実施、未実施だけで判断するとういうふうになっているわけですが、これを定性的なものに改めるという御意見、あるいは8ページのような形で、より定性的な基準を更に付加する形で、評価基準を複雑にするということが考えられるのかどうか。そんな御意見かと思うんですが、ほかの委員はいかがですか。

○伊集院委員 基本的に、私も全体の御説明を伺っていて、項目によって確かに実施、未実施というA評価かD評価かということの判断でありますと、この実績の記載事項のところ、相当詳しくいろいろと書いていただかないと、判断の基準が付かないかと、評価しづらいと思いながら拝見しておりましたんですけれども、これは7ページ、8ページのようなところはA、B、C、Dと定量で一応判断し、そしてその数字が果たして実績の記載のところどうなるのかというよ

うなことで、二重にわかりやすいというふうに思うんですけども、大森先生がおっしゃるように、実施、未実施だけのところというのは、相当評価するときに困るなど私自身も思っております。

ですから、同じように実施するのは当然という中で、どのような状況で実施されているのか、その辺りの仕分けをもう少しできるところはなさった方がいいのかなというふうにも思っております。

○山本分科会長 評価するときに困るといいますか、私どもが、今日、評価基準として原案を承認するとしますと、評価は実施、未実施だけでやさしいんです。あと附帯理由、評価理由のところに何か書くかということになります。ここを定性的にしますと、どういうことを求めて、具体的な中身に立ち入って評価するということになりますので、作業量とか、そういうことからしますと、作業は細かくやらなければいけないと思いますけれども、それの方が我々の作業としてやりがいがあるのではないかという意味かと思うんです。

ほかに御意見がありましたらどうぞ。

○大森委員 実施、未実施ということの意味があるんだろうかということですね。そういう評価の指標を立てることにより、私らの作業がどういうふうになるということはちょっと置いておくとしても、評価項目にそうすると書いてあるのに、それはしないなんていうことは、普通国民生活センターの方で考えられないんじゃないかと。そんな評価の項目の立て方ですと、そう私は思うんだけど、かえって国民生活センターに対して失礼なんじゃないかと。そういう評価項目で実施すると書いてあるにもかかわらず、しないということが評価項目の中に出てくるというのも随分ひどい話じゃないかというふうに私なんかは思うんですけども、一生懸命国民生活センターの立場に立っていつているんだけど、そんな無礼な話があるかと、この評価項目の立て方について、そういうふうに私は思います。ちょっと言葉はきついかもしれないんだけど、実施するとおっしゃっているんだったら実施した上で、どんなふうな実施状況で成果を上げたかということについて評価を受けたいというのが普通なんではないかと思うんですけども。

○山本分科会長 雨宮委員の御意見も伊集院委員の御意見も基本的に大森委員の御意見に沿うような、総論としてはそのような方向だったかと思いますが、そのように定性的な判断という形にいたしましょうか。

大河内委員どうぞ。

○大河内委員 先ほど聞いているときは、余りそんなふうには思わないで、前よりも、その後の定性的なところが増えて細かくできるように、むしろやりやすくなっているなどと思って聞いていたんですけども、大森委員に言われてみると、なるほど実施、未実施とあって、もし何らかの理由によってやらなかったときにD評価になってしまって、そういう相当な理由があったとしてもD評価になってしまうというのは、全体としてはひどくマイナスなのかなと感じますけれども。

○大森委員 それが中の事情ではなくて、外の条件に依存しているいろいろな事業が行われている場合はあり得ると思うんです。その場合は、私は書いてもいいと思っているんだけど、そうじゃない場合には、明らかに国民生活センターの中の運用問題になるんです。そういう話にならざる

を得なくなるんです。

○山本分科会長 いずれの面から見ても、やはり大まかに申しますと、数値基準で定量的な評価基準が設定されている以外の部分につきましては、基本的には定性的な基準というふうに改める。

しかしながら、その際は私どもが定性的な基準に従って、きちんと判断できるような情報の提供なり、御説明をいただくと、そういう方向かと思うんですが、いかがですか。

○山田大臣官房審議官 基本的に、今、御指摘いただいたような方向でいいと思いますが、ちょっと私どももう一度、なるべく定量的にやれという御指示もございますので、それぞれのものについて定量的な指標がほかにないのかどうか、再度当たってみます。

ただ、正直言いまして、当初つくったときもなかったもので、今から探してもなかなかないのかと思いますが、その工夫をさせていただいた上で、定量的な指標というものが望ましくない、あるいは不可能であるという場合は、定性的な指標といたしまして、具体的にどういうことを国民生活センターの方に記述していただくか、それをもう少しはっきりさせるような修正をさせていただいてはと考えておりますけれども。

○山本分科会長 それでは、そのような方向で、なお個別の検討も必要かと思しますので、事務局の方で御検討いただくということで、本件につきましては、よろしゅうございますでしょうか。

○大森委員 もう一つあるんですけれども。

○山本分科会長 どうぞ。

○大森委員 去年の私どもの評価の中にもそういう記述を入れた記憶があるんですけれども、人員に係る指標です。期首 126 人に対して 123 人以内とすると、それ自身が問題であるわけじゃないんだけど、国民生活センターの中の最大の問題点は、年度の出発点と、年度の終わりの真ん中なんですね。これは長い間の経緯があって、誕生日が来たら退職するんだということになっているから、したがって退職すると人が欠けるという話が毎年毎年起こっているんです。

そういうやり方について、私は非常に強い疑義があるので、やはり国民生活センターが全体として業務を遂行する上で途中で人が欠けると、仮にその人が相当程度専門的な領域をやっていた人が途中で欠けると、それが比較的早い時期に欠けてしまうと。その後を補充しなければいけないんですが、簡単に補充できないわけです。だれかを交代させて、あとはその余力を、例えばアルバイトを雇うとか、そういうやり方を取っておられるでしょう。このやり方について、少なくとも検討すべきだという意見を添えたんですけれども、今年はそれをおやりになるような話を、評価の項目の中に入っているのかということについてお聞きしておきたいと思うんですけれども。

○山本分科会長 では、これはどなたにお答えいただけますでしょうか。

○山田大臣官房審議官 去年そういう指摘をいただいておりますので、ちょっとこの表自体には明示してはございませんけれども、当然そういう評価をすべきであると考えてございます。

それから、この点については、国民生活センターの方で対応を検討されていると、あるいは実施されつつあると承知しておりますので、もしよろしければ国民生活センターの方から御説明をいただけるとよろしいのではないのでしょうか。

○藤村国民生活センター理事 前回の分科会でそのような御指摘をいただいたことは承知しております。

本件につきましては、30年来国民生活センターは誕生日の属する月末で退職という形を取ってまいりましたので、その部分について、確かに今、大森先生のおっしゃったとおりで、人員計画というのは非常にやりにくいことは事実です。だから、年度途中で辞めた場合に、どういうふうな配置をするかということ、4月なら4月の段階である程度想定した上で人員配置を考えていくという非常に難しいやり方をしているわけです。

ただ一方で、独立行政法人の人件費というのは非常に厳しいものがございまして、例えば年度末で退職日を統一するということになると、場合によっては11か月ぐらいの人件費を用意しなければいけないという状況もございまして、仕事の合理的なやり方の問題と、財源的な人件費の問題とをうまく調整しながらやっていかざるを得ないのではないかという意識がございまして。

この問題につきましては、現在のところ組合とも協議をしながら具体的な方向性を出したいと考えていますが、今の状況としましては、できるだけ年度末退職の方向にもっていくということで協議をしている最中でございます。

以上です。

○大森委員 これは組合マターなんですか。

○藤村国民生活センター理事 いや、組合マターではございませんが、組合もそういう問題についてそれなりの関心があるものですから、若干そういう協議をしているということです。

○大森委員 長い間の経緯があったことを承知してはいますが、それはやはり経営的な観点というか、業務全体の効率的な運営のことを考えられて、少なくとも16年度の評価項目の中に何か入れてもらえませんか。検討状況を評価したい。

○山田大臣官房審議官 それは入れるのは、そう難しい話ではございませんので。

○大森委員 個人的な一委員としての希望ですから、最終的に分科会長にお任せしますが、私はそれはきちんと入れてもらいたい。

○山本分科会長 どうぞ。

○糠谷国民生活センター理事長 先ほど藤村の方から申し上げたとおりなんでございますが、大森先生の御指摘は、私どももごもっともと考えておりますので、できることならば、できるだけ早くやりたいというのは同じでございます。

ただ、問題がございまして、一般管理費全体の13%削減という全体の目標があるわけでございます。それで5年後の中期計画末期に13%減らさなければいけないということがどういう形で達成できるか。私ども今のままで行くと、いずれ新規採用もできない厳しさだと。これは効率化目標は決まったことございまして、やらなければいけないわけであり、それに先ほど藤村が申し上げましたように、4月退職、5月退職、これは実際に計算してみなければわかりませんが、最終年度にパンクしないで済むかどうか、パンクいたしますと、これは評価委員会で指摘され、低い評価を受けるわけでございますので、そここのところの見極めを付けたいというふうにご覧いただいているところでございます。やりたい気持ちはやまやまということでございますので、御

理解をいただければと思います。

○大森委員 前に御発言があったけれども、組織改革の話も全体として関わってですね。私の印象は、最初の評価委員会に出ていったら、各課長さんたちが個別に全部報告されていて、あれは縦割の最もあしき風景だというのが私の印象でして、だから組織についてももう少し抜本的に見直すことによって、不必要な人材を業務の方に振り分けていくということを含めて、全体としての組織運営の効率化だってあり得るんじゃないかと。そこまで私どもは中に立ち入って、まだ調べさせていただいていないけれども、そういう印象があるので、単にそれは人件費だけじゃなくて、人件費全体を含む業務全体の効率化を組織運営のことを含めてお考えになっていただくのが経営問題じゃないかと私は思っているんです。

○糠谷国民生活センター理事長 それはおっしゃるとおりだと思いますので、やらせていただきます。

○山本分科会長 それでは、ほかにございますか。

雨宮委員どうぞ。

○雨宮分科会長代理 私は、大森委員ほど過激な発言はちょっとできないんですけども、本当に13%削減するというのは、必ずしも人件費だけではなくて、いろんな部分でトータルで一般管理費を削減するわけですね。

それから、できればどういうところにどのぐらい削減する余地があるのかとか、そういう数値みたいなものを出していただくと、これも評価する方としてはわかりやすいんですが、人件費に関して言えば、何か月余分に払うから、そこが13%削減するのと相まってすごく大変だとおっしゃるのは、やはりそれは違うように、最初の予算を立てるときの人件費の枠をどう考えるかの問題ではないかなというふうに思うんです。

○山本分科会長 ほかに御意見はございますか。

評価項目表の記載といたしましては、今、具体的に御提案がございましては、11ページの人事に関する計画の7.の(2)の②でございまして、この辺りにただいま御指摘のありました件につきましての検討状況というようなものを、これは指標の中に記載するということになりましてしょうか。それとも評価項目自体は、国民生活センターで立てるものでございまして、そして中期計画の各項目を受けて評価項目が立っている。そこでどう改めるか。検討状況ということについて、あるいは記載事項の中に記載せよということでございましてしょうか。

○大森委員 「(2)人事に関する計画」「①方針」とありますね。そちらの方じゃないでしょうかね。それに②が立つかどうかと。

○山本分科会長 なるほど。

○大森委員 あるいは、そこに何か付け加えてくれればいいんでしょう。常勤職員の増加抑制に努めるとともにとか。

○山本分科会長 評価項目自体は、本日私どもがここで改めるという話では恐らくないので、指標評価基準、実績の欄をどのように記載するかということかと思うんですが。

○山田大臣官房審議官 これは私的な意見かもしれませんが、実績の記載事項のところ、今の

検討状況ということを書かさせていただいて、それを含めてこの部分を評価していただくというのが一番やりやすいのではないかと思いますけれども。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。そのような形でよろしゅうございますか。

○大森委員 はい。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

更に、項目別評価表案につきまして御意見、御質問がございましたらちょうだいしたいと思います。

特段ないということで、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、続きまして総合評価表案につきまして、同じく勝見課長の方から御説明をお願いします。

○勝見消費者調整課長 それでは、お手元の資料4、これも同じくA3横置きでございませうけれども、これは、今、審議していただいた項目別評価表の評価も踏まえて、16年度の計画の項目を大事項、中事項程度でくくってありますけれども、全体的に評価をいただくということで、体裁は前年度と変えておりません。同じ形でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。昨年度と同じであるということでございますが、総合評価表につきましても、御質問、御意見がございましたらちょうだいしたいと思います。よろしくをお願いします。

こちらの方は、これでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、これにつきましては、特段御意見はないということで、本日御審議いただきました項目別評価表案につきましては、全体として実施、未実施というような形で評価基準が設定されている項目について、先ほどとりまとめたような形で、なお事務局で御検討をいただく。それから人員計画の実績欄について検討状況についての記載をお願いするというような形で修文いただく。項目別評価表案につきましては、そのような点につきまして了承いただいた。

それから、総合評価表につきましては、原案どおり分科会決定とさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

続きまして、独立行政法人国民生活センターの中期計画の変更についてでございます。勝見課長の方から御説明をお願いします。

○勝見消費者調整課長 それでは、お手元の資料5、A4横置きのものでございます。その下に参考資料として参考1、2、3と右肩にあるもの、3種類の参考資料がございませうけれども、それをごらんいただきたいと思います。

まず最初に、参考1「独立行政法人国民生活センター平成17年度予算(案)状況」とありますけれども、その1ページ目は算定ルールでございますので、1枚めくっていただきまして、国民生活センターの17年度予算案をごらんいただきたいと思います。

昨年秋の本委員会の場で、17年度の予算の要求状況を簡単に説明させていただきましたけれど

も、幸い要求しておりました項目はほぼそのとおりに財務省の査定で付いておりまして、現在、国会の方で予算審議中ではございますが、ほぼ認められるんではないかと思っております。

欄外に増額経費の主なものとして3つ掲げてございます。

まず、P I O-N E Tで地方の消費生活センターから国民生活センターのホストコンピュータに苦情相談情報を入力してもらっておりますけれども、従来は入力のための経費を私どもから地方公共団体に交付金の形で配るということにしておりました。

ところが、昨年度、三位一体の改革ということがかなり大きく議論されまして、地方自治体からの地方への財源の移転の項目の1つに、P I O-N E Tに関する経費が主なものなんですが、生活情報体制整備等交付金という交付金が要求に上がっております。

これを解決するために、いろいろ我々も考えてみたんですけども、各地の消費生活センターでの苦情相談情報というのは、国の消費者行政を進める上で非常に貴重な財産でございますので、これを中央に送ってもらうという作業が途絶えますと、国民生活センターの業務にかなり大きな影響を与えるものですから、これは是非守らなければいかぬということです。

地方に私どもから交付金を配付するのではなくて、地方の消費生活センターから国民生活センターのホストコンピュータへ情報を送るための経費を一括して、国民生活センターに交付して、従来は各地方のセンターの端末等は地方自治体が私どもから交付した交付金の範囲でリース等をしていたんですけども、新年度からすべての端末等のリースも国民生活センターで一括して行くと、そういう方式に改めさせていただきました。幸いその予算が通りましたので、このために約六億七千万円ほど国民生活センターの予算が増えたという形になっております。ただ、実質的には、やり方を変えるとともに国民生活センターで一括して手当しますので、より効率的にできると考えております。

2番目としては、ちょっと金額は小さいんですけども、個人情報保護の苦情相談体制に対応するために、苦情相談の事例集を作成するという事で予算要求していましたが、これも認められました。

それから、品川にあります国民生活センターの東京事務所、これがかなり老朽化しておりまして、修繕を行う必要があるということで、そのための経費が約一億三千万円ほど認めていただきました。

その結果、合わせて約七億円程度の予算増ということになりまして、この結果、資料5 A 4横置き3ページ目でございますが、ここに中期計画予算というものが載っております、この部分を変更する必要が生じてまいりました。それに伴う変更ということが大きな要因でございます。予算が大きく増えたということで、それに伴う改正ということでございます。

資料5の1ページに戻っていただきまして、予算の数字を変えるだけではなくて、若干中期計画の一部も新しい体制に合わせて書き変える必要があるということ。ただし、中期計画の変更につきましては、最低限の変更ということが要請されておりますので、1ページの中断のアンダーラインを引いたところですけども、国民生活センターにおいては一括して端末等を整備するという事で「端末等の一元的な整備・管理を行う」という表現に変えさせていただきたいと思っ

ております。

それから、かなり事務的な変更でございますが、次の2ページの右側の欄の下の方でございますが、(3)のところにアンダーラインを引いてございます。

コンピュータの端末等のリースというのは、通常4年がベースになっておりまして、17年度から新しく国民生活センターでリースをいたしますと、本中期計画の年度を超えてしまいますので、その超えた部分についての債務負担の項目が今までありませんでしたので、この際ここに付け加えさせていただきました。

もう一枚めくっていただきまして、3ページですが、これは更に事務的な変更ですけれども、注記として従来書いていなかったもので、今までは四捨五入でたまたま数字が一致しており、問題ございませんでしたが、ほかの法人においても注記を入れているところが多いものですから、それを参考にさせていただいて、あえてお断わりということでございます。

中期計画の変更につきましては、以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。独立行政法人の中期計画の変更につきましては、本来は、当分科会というよりは、本委員会の方の職掌に属する事項でございますが、分科会におきましても、専門的な検討を常日ごろ行っているという観点から御議論をお願いしたいと思っております。その議論を踏まえて、3月17日に開催されます本委員会の方に諮っていただきたいというふうに思います。

それでは、先ほどの御説明を受けまして、何か御質問、御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

大森委員どうぞ。

○大森委員 東京事務所ですけれども、これは建物をいろいろ補修しなければいけないことがあるんですけども、東京事務所というのは、どうしてもあそこに事務所を置かなければいけないものなんですか、それがわからないんです。本部事務所ができて一括してそこできちんと全部済めば、東京事務所がなぜ要するのかと。

今回は、予算を計上しているから、必要なことを前提にして建物の補修をやっているんですけども、この時節に東京事務所が国民生活センターにとって本当に要するのかと。それは国の方はどういう考え方で、要するにあそこに人がいて、いろいろ使っているし、外からもいろいろ人が来ているから建物が老朽化して何か事故があると困るということはいくわかるんですけども、国の方は東京事務所の在り方について、このままで継続するというふうにお考えになっているんでしょうか。国民生活センター全体の今後の運営方針として、どういうお考えになっているかと。たまたまこれは予算が付いたものだから、ちょうどいいきっかけなので、お考え方を伺っておきたいと思うんですけども。

○勝見消費者調整課長 国民生活センターの役割として、やはり一般消費者に対していろいろ情報発信をしていく。それから消費者団体にいろいろ国民生活センターの機能を利用してもらおうといった観点も重要ではないかと考えておりまして、相模原の場合、やはりどうしても場所的に一般の消費者、東京には消費者団体がたくさんございますけれども、そういった人たちが利用する

上で、すべて相模原に集中してしまうと、やはりかなり不便もあるのではないかと。

昨年、交流プラザというのを開設しましたが、こういったところを利用してもらう。あるいは、品川の事務所には図書館がございまして、これは消費者行政に関する図書が一般の図書館に比べてかなり充実していると思います。こういったものも一般の消費者、あるいは消費者団体の方が利用しておりますので、私どもとしては、品川の事務所も、今、申し上げたような観点から引き続き必要ではないかと考えております。

○大森委員 そうすると、主として消費者団体というか、いろいろ消費者活動をしている方々があそこで集ったり、勉強したりするのに東京事務所が供すると。それ以外に国民生活センターの業務で東京事務所が何か持っているものはあるんですか。外の運動団体が作業するために、その施設を維持するということはあると思うんですけども、それ以外に何か東京事務所でやっている仕事があるんですか。

○勝見消費者調整課長 現在、消費者相談関係の業務、P I O - N E Tの本体も品川の事務所にありますし、それから国民生活センターで、現在、直接相談も一部受けております。それから、今回新たに個人情報保護法に関する苦情相談も国民生活センターの本体でも一部受け付けるということにしておりまして、そういった機能は品川の方で行っております。

○大森委員 次のときで結構ですので、そこのかかっている経費の内訳を教えてくださいませんか。

○勝見消費者調整課長 はい、次回に。

○大森委員 集中するためにあそこをつくったにもかかわらず、ここでまた分散的に持っていることは、相当程度経費を積み重ねているんじゃないかとも思いますし、今後先ほどの御指摘のように、相当シビアな経営をやっていくときに、本当に東京事務所を維持できるんですかと。

しかし、消費者団体の皆さん方が便利にあそこを拠点にして使うことは、消費者行政にとって大事ですから、そういう機能を持っていることはいいかもしれませんが、業務全体が分散しているのは余り望ましくないですね。一般的な考えで言えば、集中的させた方がいいですね。だから、どうして東京事務所が業務の一端も、さっき言ったP I O - N E Tはみんなここにあつて、相談業務をここでやらなければいけないのかについては、単なる便宜論の説明ではなかなか納得できないようになるのではないかと考えているので、東京事務所が実際にはどういってお金がかかっているかということについて知っておきたいと思うんです。

今、国民生活センターで事務所を持っているのは、ここだけでしょう。

○山田大臣官房審議官 品川と相模原です。

○大森委員 私は、かつて研修で相模原に結構通ってましたので、別にそんなに不便だと思ったことはないですから、やはり集中するなら、あそこを一括して集中させて業務の効率を図るのが筋じゃないかと思うものだから、そのことについても事実を知らないと困るので、次回のときにその内訳を知っておきたいと思うんですけども。

○山本分科会長 では、資料提供の方をよろしくお願いします。

ほかに、中期計画の一部変更につきまして、御意見、御質問はございますか。

特にございませんようでしたら、先ほどのような趣旨で、大森先生の意見も要望事項というこ

とで取り扱わせていただいでよろしいですか。

○大森委員 結構です。

○山本分科会長 そうしますと、中期計画の変更自体については、当分科会としては特段意見がないというか、了承する立場ではないのですが、基本的に結構ではないかという雰囲気であったということですので、この原案を3月17日の本親委員会の方に諮ることにさせていただければというふうに思います。

どうもありがとうございます。

次に議題4のその他に移りたいと思います。

国民生活センターの独立行政法人移行に際しての特別手当及び退職金の支給につきまして、昨年12月6日付けの読売新聞に記事が掲載されました。

この件につきましては、内閣府政策評価官室より、本委員会の方の大森委員長及び朝倉委員長代理へ説明を行いましたところ、まず各分科会で議論をして、必要があれば本委員会の方に報告するよう御指摘がございました。そこで、この件につきまして、当分科会で議論をしていただければというふうに思います。

本件につきましては、まず国民生活センターの方から御説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○糠谷国民生活センター理事長 それでは、ただいま一枚紙を配らせていただきましたので、それに基づきまして、役員の賞与と退職手当の支給に関する取扱いについて御説明をさせていただきます。

まず「1. 法人の解散と賞与の取扱いについて」でございますが、平成15年9月30日に特殊法人国民生活センターが解散いたしまして、10月1日に独立行政法人国民生活センターが設立されたわけでございます。

これに伴いまして、旧法人の役員、そのときは5人おりましたが、全員退職いたしまして、10月1日付で新法人に4名が任命されたわけでございます。

したがって、新法人での身分は全員10月1日からカウントされるわけでございますが、勤務実態から見て、実質的に身分が継承されていることを勘案いたしまして、賞与については、役員給与規定に旧法人での在職期間を通算する旨の規定を置くことといたしました。

この措置は、政府の方針に基づき制度変更を行ったことにより、当該法人で働く役員に不利益を及ぼすことは不合理と考え、また弁護士の意見も参考にして行ったものでございます。

なお、これにつきましては、職員についての規定と全く同様の規定でございます。ただ、職員につきましては、9月30日付で全員失職をしたわけでございますけれども、自動的に全員再雇用ということになっております。

これは、恐らく経緯に立ち合ったわけではございませんけれども、独立行政法人をつくるということを決めた時点で、職員は全員再雇用、雇用の安定性というのを考慮したものではないかと想像いたしますけれども、そういうことになっておりましたが、役員につきましては全員退職して、その時点で白紙で新しい役員を任命するという考え方であったわけでございます。ただ、勤

務の実質的な継承ということでは、同じことですので、同じ扱いをしたということになります。

「2. 退職金の支払いについて」でございます。

センターの職員は、退職金の算定は年単位で計算いたします。長期間勤めれば支給率が上がるという仕組みになっております。

一方、役員は任命段階で2年間（理事長は任期4年）と期限が定められており、退職金の算定も月単位で計算いたしまして、支給率も一律に定められております。

役員の退職金は、本来、任期満了時に支払われるものでございますけれども、再任される場合もあり、任期が満了し、完全に退任する段階で支払うという方法が一般的に取られております。このような支給方法の違いによりまして、支給総額が変わるということは、基本的にございません。

今回、役員について、退職金の精算をしたのは、旧法人の債務をできる限り軽減して新法人に引き継ぐことが新法人の経営上好ましいと判断したためでございます。

このところを若干敷衍して御説明いたしますと、先ほど5名の役員が全員9月30日で辞めたということを申し上げましたけれども、実際の問題といたしましては、白紙で検討するということが、実際に役員の選任手続に入りましたのは、15年の9月になってからでございます。

私が引き続き理事長になれと、理事長たるべき者に指名をするという辞令をもらいましたのが、9月上旬でございます。

それから、新しい理事長が理事を選ぶわけでございますので、そこから理事の選任に実際的には入るということで、ぎりぎりの段階まで役員は未定であったということでございます。

そういうことでございますので、15年度の予算におきましては、5名全員の役員の退職金が予算に計上されていたわけでございます。

理論的に考えますと、9月の段階で予算に計上されていた退職金額を支払わないで返上して国庫にお返しをするという選択も勿論ないわけではございません。

ただ、予算編成は大変財政の状況が厳しい中で、将来的には更に予算の編成は困難になる。効率化目標ということもございますけれども、そういう中で義務的、固定的な債務を将来の新法人に負わせるということがよいのかどうかということを考えました場合には、やはり新法人の負担を軽くしておくということが適切ではないかということで退職金の支払いを判断したということでございます。

以上が役員の賞与と退職手当の支給に関する私どもの考え方でございます。いろいろお考えはおありかと思っておりますけれども、御理解を賜りますれば幸いかと思っております。

○山本分科会長 それでは、ただいまの御説明を受けまして、何か御質問等がございましたら、よろしく御発言をお願いいたします。

雨宮委員どうぞ。

○雨宮分科会長代理 新聞の記事でいろいろ誤解のあるところもあったように思いますが、基本的に退職金に対する税金というのは、悪いと言っているのではないんですが、かなり優遇されて

いますね。恐らく70%ぐらいは控除の対象になる。だから税金を払うとすれば、2割～3割ぐらいというふうについて、いろんな企業では1回退職して、そこで退職金をもらって、また次というやり方を余りいい意味ではなくとらえられていることもありますので、そういうふうに誤解されることもあるかもしれません。

ただ、これを返すというのは、どういう形で返すかというのは難しいんですね。というのは、もう税金も払っていますし、その分も含めて税金を払った分はそこから引いていくのか、引いていくというか、税金の方からそっちに組み入れてくれるのかとか、かなり計算上難しい話でありまして、一応理解はできるんですけども、恐らく一般の人は、一回もらって、またこっちいってもらわんじやないかというふうな誤解があったんじゃないかなと思います。

ここでは、結局返さなかったんですね。

○糠谷国民生活センター理事長 返しておりません。

○雨宮分科会長代理 ほかの独立行政法人では、返したところもあったり、そういうことでかなり統一が取れていないので、これについては最初に独立行政法人をつくる段階で法律上考えておかなければいけなかった問題ではないでしょうか。

○山本分科会長 コメントをいただきましたが、ほかに御意見、御発言はございますか。

○大森委員 内閣府としてどうするかということはありませんね。各部会で一応意見を聞いておかなければいけないんですけども、内閣府はもう一つあるものだから、もう一つのところも同じような事態であるので。

○山本分科会長 雨宮委員の御発言にあったのは、退職金を返すのはいろいろ大変だろうと。

○雨宮分科会長代理 要するに、かなり難しいことだと思うんです。どうやって計算をしていくのかなど。

ただ、先ほど言いましたように、退職金が税制上優遇されるんです。要するに、課税上はその年の収入と一緒にはされないんですね。ということは、それをやった方が、それをもらう人にとっては有利ではあるんですね。済みません、ちょっと言い方が悪くて、わかりますか。

○山本分科会長 はい。

○雨宮分科会長代理 それで、形は変わるけれども、同じ組織からまた同じように始まって、これは月ごとで見えていくんですね。

○山本分科会長 支給総額は変わらないです。

○雨宮分科会長代理 支給総額は変わらないんですけども。

○山本分科会長 それで誤解が生じた。

○雨宮分科会長代理 そうです。

○山本分科会長 とりあえず、今後どうするかというようなことは、今のところ、先ほど糠谷理事長からも特に御発言はなかったんですが、この経緯の御説明を私どもが伺って、何か当分科会として御意見を言うようなことが必要かどうかですね。

○大森委員 済みません、本当に支給方法、つまり1回退職金をもらって、その後ここに勤めて、一定期間済んだ後、またある種の退職金が出るでしょう。それを通算するかどうかですね。

それで通算する場合も、こうやって一度切って退職金をもらった場合にも、支給総額は本当に変わらないんですか。

○藤村国民生活センター理事 私の方から御説明しますと、役員の退職金の算定方法というのは、月単位で算定いたします。それで、現在、独立行政法人においては月給に対して12.5%という係数がかかっています、評価係数が0～2までありますので、非常にいい成績を上げれば若干増えるというシステムにはなっています。

独立行政法人になる前は、例えば本俸に対して28%だとか、あるいは36%だとか、月単位でその率というのは決まっていたので、その率というのはその期間限定ではっきり決まっていますから、時間が経っても変わりません。

最終的には、基本的に退職時の本俸をベースにして、その乗率をかけて支給するというような形になっています。従って、総額的には変わらないこととなります。これは間違いございません。

○大森委員 私が東大を辞めて千葉大学に行ったときに、事務部から何て言われたかという、先生はともかく東京大学の間のところでは、退職金を計算してもらってくださいと。だから、一度退職しなさいと、退職して1日空けなさいと、それで千葉大学に行ってくださいと。

そうすると、通算した場合と、1回切って1日退職して無職になる、1日空白を置いた方が絶対有利なんです。計算表を持ってきて、だから先生は1日辞めなさいと。だから私の場合は継承していないんです。その方がトータルは多いんです。

なぜかという、私の場合は、学部長だったから指定職を1回やっているんです。そういうふうに考えると、その方が有利なんです。私の頭の中にそれがあったものだから、同じことが皆さん方にあるんじゃないかと勘繰って聞いたんですけれども、そういうことはないんですか。

○藤村国民生活センター理事 ありません。職員の場合はありますが。

○大森委員 職員の場合はあるんですか。

○藤村国民生活センター理事 あります。年単位で算定しますので、例えば採用されて5年ぐらいいはそのままでの本俸がベースになると。その先は1.2倍だとか、一番多いときは1.8というふうに年数が長くなればなるほどかけ率が多くなって母数が増えていくという仕組みになっているわけです。役員の場合は、そういうことはございません。

○山本分科会長 それは、さっきとまた別の話で、要するに後でもらった方が得という話ですね。大森先生は先にもらった方が得と。しかし、本件の役員は変わりはないということのようでございますので、その前提で。

○大森委員 わかりました。退職金の場合はいいと。上の賞与のことで、最後のくぐりはどういう意味ですか。要するに、独立行政法人になったのは政府全体が決めたことだと。それにもかかわらず、役員に不利益を及ぼすことは不合理と、賞与について不利益が及ぶことになったんですか。ここがちょっとわからなかったんです。

○藤村国民生活センター理事 役員の賞与につきましては、今回、平成15年12月の冬のボーナスでございますけれども、本来、10月1日に採用されたと仮定すれば、計算上いわゆる期間率というのがかかるんです。

例えば、12月のボーナスの支給というのは、12月1日を基準にしますので、12月1日現在で過去何か月働いていたかというのがベースになります。だから、10月の場合だったら10、11の2か月しか働かなくて、それで12月のボーナスの算定をするというのがルールです。

ところが、職員については、当然のこととして労使の問題もあるし、職員に不利な扱いをするのは具合が悪いだろうという判断で統一的に身分を承継するというやり方でやったわけです。ところが、役員については、国から統一的な御指示が出なかったということがございます。

それで、私どもとしては役員についても、先ほど私どもの理事長が御説明申し上げましたように、働いていない人を継続して働いたような形にするのはよろしくないんですが、実質的にずっと前から働いていた役員ですから、そこで実質的に働いていた役員については、その期間は通算してやってもいいじゃないかという論理でいろいろ検討しました。

それで、私どもとしては、どういうふうに判断しているのかよくわからない部分もあったので、9月の段階ではきちんとした結論が出ませんでした。それで10月に特殊法人から独立行政法人に移行した法人の実態を全部調べて、それでいろんな規定の改正の方法その他を調べた上で、内閣府の消費者調整課と協議をさせていただいて、実質的にそういうやり方で身分を継承してもいいんじゃないかという御判断をいただいて、身分を継承したというのが理由です。

○大森委員 そうすると、そうみなしたわけですね。そこがややグレーなんだね。事情がわかればわかるけれども。

○藤村国民生活センター理事 形式的には9月30日までの法人と10月1日の法人は違うわけですから、そこは切れて当たり前だという論理はあると思います。だけど、実質的に労働が継続しているということで、期間を継承してもいいんじゃないかという判断をしたということです。

○大森委員 はい、理解ができました。済みません、どうも。

○山本分科会長 当分科会として更に御意見がおありでしたら、ちょうだいしたいと思います。ほかの委員の皆さんからございますか。

雨宮委員どうぞ。

○雨宮分科会長代理 私は、公益法人のことをずっとやっているんですが、実は都道府県レベルで、たくさん公益法人が合併の規定がないのに統合しまして、その中に県の職員なんかが出向していたわけです。統合したら、今までやっていたのがなくなって、新しいところに行くときに、その方から実は何件も相談を受けたんですが、そこに行くときに給料は同じにしても賞与に関しては切られてしまうと、だから損だと、それを何とかしてほしいと、私に言われても困るんですが、そういう相談が何件もありまして、多分これは同じような扱いなんですけれども、これは全員職員は継続ということで扱ったんですね。だから、それぞれのやり方が、ここはそのまま法的かどうかわかりませんが、措置を取った例だと思うんです。

もう一つ、すごくプリミティブな質問かもしれませんが、役員は役員報酬をもらって賞与ももらうんですか。

○藤村国民生活センター理事 今、特殊法人、独立行政法人の給与の形態というのは、ほぼ職員と形は変わらないんです。ただ、職員の場合は、いろんな手当が付いていますが、役員はもっと

シンプルだというだけで、基本的には変わっていないんです。

○山本分科会長 ほかに御意見はございますか。あるいは御質問でも結構です。

○大森委員 内閣府の方からすると、国の方から賞与の扱いについては、何も指示がなかったわけですね。それぞれの独立行政法人で悩んでいろいろ考えて処置をしたんでしょう。だから、これについて国の方がどうしろ、こうしろと今のところは言っていないんでしょう。

○武川評価官 今後のことだけ方針が出まして。

○大森委員 今後のことについて方針があるわけね。ということは、国の方としては、これまでのことについてはそれぞれのところで判断して対処せよと、今後のことはこういう考え方でやるんだという考え方でしょいか。

○武川評価官 先日、総務省の管理局という独法制度を所管しているところから事務連絡が主務官庁と独立行政法人あてに出しております。今回のいろいろな混乱を踏まえた事務連絡ですけれども、そこで言われているのは2つでございまして、1つは今後については、賞与の通算、退職金も通算というふうにしなさいということが1点でございまして。

それから独立行政法人の役員の報酬の支給基準については、評価委員会において意見を言ったりする機能があるので、評価委員会によく説明をしなさいというようなことを言われておりました。移行のときにかかる措置が、本当に評価委員会ですべてまで意見を言えたのかという問題が、私個人的には非常に疑問に思ったりいたしますけれども、そういうことで、管理局からは今後の方針は出しましたけれども、移行に関する措置について、過去行われたことについてどうしなさいということは言われておりませんで、評価委員会に説明しなさいということでございます。

○大森委員 説明を受けて、我々はどうすれば。

○山本分科会長 当分科会としては、本委員会の委員長及び委員長代理より指摘があり、ここで議論しなさいということでやっておるわけでございます。

先ほど国民生活センターの見解をお示しいただきまして、大体御理解はいただけたという雰囲気かと思えます。

あと、本委員会の方に、何か当分科会として報告する事項があるのかどうかということと、理解したということで、特に報告は要らないということによろしいかどうかということ。

あと、説明はいただきましたが、今回の措置はこのままということなのかどうか、その辺も何か議論というか、意見交換をする必要があるかどうか、その辺がまだ残っている事項なんです、この点につきましては、特に国及びセンターの方から御発言はございませんか。

○大森委員 賞与を返しなさいといったって困るでしょう。

○藤村国民生活センター理事 困ります。

○大森委員 退職金は変わらないんだから、調べていくと、そんなに不都合があると思えないから、後は国の基準で何かやってくださいよという話でしょうね。それは従わざるを得ないですけども、今回は、国の方も手抜かりがあったんですね。だから、こうやっていると段階で外に出てしまっていて、誤解を含めていろいろ拡大して、何か悪いことしているんじゃないかと世の中は思っているんです。

ただし、きちんと説明しなければいけませんね。誤解を受けたままでこれが行く。特に国民生活センターのように消費者問題をやっているようなところは特にそうなんです。外に向かってこういう話なんだと。だから、広く理解を賜わりたいんだということを、もしこれに合理的な理由があるならば、そういうふうな世間に向かって言う必要がありますね。私どもがこうやれば理解はできますけれども、そう簡単に理解しない人たちがいるわけだから、特に国民生活センターが外に向かって、このことが問題になったんだけど、自分たちはこういう考え方で、こういうふうな考えているということを外に向かって発信するという必要があるんじゃないかと思うんです。こういうやり方できちんとやっているんだということを説明すると。そこは最低限何か取られてしかるべきではないかなと私は個人的に思うんです。

○山本分科会長 大変貴重な御示唆だと思いますので、それは国民生活センターとしても御参考にさせていただければと思います。

特にございませんようでしたら、当分科会としては、一応、御説明は理解したということで、特段、本親委員会の方に御報告を行うということは必要ないのではないかと判断するというとりまとめでよろしゅうございますでしょうか。

○大森委員 どうしろ、こうしろのことについてはね。ただし、関係の独立行政法人は世間に向かって必要があるなら、しかるべき説明をするということぐらいは必要じゃないでしょうかということ分科会から本委員会に言っていただけると、本委員会としては助かると。

○山本分科会長 そうですか。それではしかるべき形で報告するというにさせていただきますとさせていただきます。

では、本件につきましては、そのような形で取り扱わせていただきたいと思います。

それでは、国民生活センター分科会の今後の予定につきまして、事務局から御説明をお願いします。

○勝見消費者調整課長 お手元の右肩に資料6と打ってございます1枚紙をごらんいただきたいと思ひます。

本日、分科会で御審議いただきまして、先ほども何回か出ておりますけれども、3月17日に本委員会がございまして、先ほどの中期計画の変更などはそこに御報告いただくということでございます。

本日、御審議いただいたことも含めて、評価基準等を決めた上で、6月に国民生活センターより平成16年度の実績報告書及び財務諸表等を提出していただきます。

その提出後、ほぼ昨年度と同じスケジュールでございしますが、細かい日程はこれから詰めさせていただきますが、7月に第5回の分科会を開かせていただいて、国民生活センターから実績報告及び財務諸表についてヒアリングをしたいと思っております。

そのヒアリング結果を基に、8月に第6回の分科会を開かせていただいて、また16年度の実績に対して評価をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。それでは、今後そのような予定で運びますの

で、委員の皆様、よろしく願いいたします。

最後に昨年の8月13日の第3回分科会の議事録をお配りしてあります。必要な修正は施しておりますので、念のため御確認いただきまして、これでよろしければ公開させていただきます。

以上で、本日予定されていた議題は、すべて終了いたしました。長時間にわたり御審議いただき、御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。